

検査結果報告書

発行日 : 令和8年9月2日

南丹市長 様

計量証明事業登録
建築物飲料水水質検査業登録
兵庫県朝来市和田山町林垣221-1
兵庫県第濃61号
兵庫県1水第16-1号
TEL 079(672)5615
FAX 079(672)0835

株式会社 環境 テクノス
計量管理者 三多 貴之

貴依頼による濃度に係る検査の結果を次のとおりご報告致します。

試料受付日 : 令和8年8月31日
採水日 : 令和8年8月31日
採水時刻 : 12時10分
採水区分 : お持ち込み

検査方法 : 平成15年厚生労働省告示第261号別表29の1に準ずる

検 査 項 目	検査の結果	単 位	定量下限値	水道法基準
	試 料 名			
フェノールフタレイン	0.0013 (フェノール換算値 0.0007)	mg/L	0.0001	参考基準 0.005以下 (フェノール類における フェノール換算値)
水銀及びその化合物	0.0005 未満	mg/L	0.0005	0.0005以下 (水銀として)

【所見】

[1] フェノールフタレイン

フェノールフタレインそのものに基準値は定められていない。
フェノールフタレインは主としてフェノール骨格を有することから、類似指標として「フェノール類」を引用した。

→ フェノール類には、フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール および 2,4,6-トリクロロフェノールが規制されている。

フェノールフタレインもこれらと同様の部位を主として有することからフェノール類を参考基準とした。

フェノールフタレイン(分子量 318) は、フェノール(分子量 94) を 2 分子有する骨格であることから、検出された値 (0.0013 mg/L) をフェノール換算すると

$$0.0013 \times \frac{94 \times 2}{318} = 0.0007 \text{ mg/L}$$

と算出でき、本検出値は「フェノール類」基準 0.005 mg/L を大きく下回っていることから本指標との比較においては問題ないレベルであると考ええる。

[2] 水銀及びその化合物

水道法基準を満たしており、問題ないと考ええる。